

ランダム係数の見直しについて

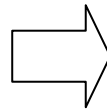
本市では、建設工事における「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の設定にあたり、ランダム係数処理を行っていますが、下記のとおり、試行実施することとしました。

記

1. 変更内容

(1) ランダム係数の発生範囲(変動幅)を1/2に縮小します。

【変更前】
1.0001～1.01 の100通り



【変更後】
1.0001～1.005 の50通り

(2) 総合評価落札方式適用時にはランダム係数を不採用とします。

2. 実施時期

平成29年4月1日以降に公告又は指名通知する案件から試行実施します。

◎最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算出方法

最低制限価格 = 算出基礎額 × ランダム係数

※算出基礎額：(直接工事費×95%)+(共通仮設費×90%)+(現場管理費×90%)+(一般管理費等×55%)

■最低制限価格制度

最低制限価格を下回る金額を提示した入札参加者を一律失格とすることにより、工事の適正な履行を確保することを目的とした制度です。

■低入札価格調査制度

本市では、政府調達協定の適用を受ける工事(予定価格24億7,000万円以上)について低入札価格調査制度を適用しています。調査基準価格を下回る金額で入札を行ったものについて調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれのある場合には、当該入札者を落札者とししない制度です。

■ランダム係数処理

「最低制限価格」及び「低入札価格調査基準価格」の基礎となる額に電子入札システムにより一定の範囲で無作為に発生させた値を乗じるものです。